

青森の自然を満喫できる『浅虫温泉』で 地域おこしに挑んでみませんか？

【青森市の概要】

青森市は青森県のほぼ中央に位置する人口約29万人の県庁所在地です。青森市は、江戸時代から本州と北海道を繋ぐ交通と物流の要衝として発展してきた歴史があり、現在も中核市に指定されており、青森県の県都として、行政、経済の中核を担うための高度な都市機能や利便性の高い交通機能、多彩で幅広い産業といった多面的な機能を有する拠点都市です。

また、八甲田連峰や陸奥湾などの美しく豊かな自然に囲まれ、四季折々の景観はもとより、これらがもたらす水、空気、温泉、更にはリンゴ、カシス、ナマコやホタテなど豊富な農水産物といった恵みに満ちています。

さらには、日本を代表する火祭り「青森ねぶた祭」や世界遺産登録を目指している三内丸山遺跡をはじめとした縄文遺跡群などの歴史や文化の薫り高いまちです。（詳しくは青森市ホームページをごらんください。<http://www.city.aomori.aomori.jp/>）

本市の人口は、平成12年をピークに減少傾向で推移しており、今後も、これまでを上回るスピードで減少していく見通しであることから、少子高齢化の進展と相まって、消費市場の縮小や労働人口の減少のほか、税収入の減少、社会保障に対する負担の増大、地域コミュニティの希薄化など、社会・経済全般へさまざまな影響を与えることが懸念されています。

このため、平成26年度から「青森市移住・定住応援事業」として総務省が支援する「地域おこし協力隊」の制度を活用し、地域おこし協力隊員の本市への移住と、地域の魅力向上に向けた取組の展開により市外からの更なる移住・定住促進を図っておりますが、このたび浅虫地区において新たに1名の隊員を募集するものです。



浅虫エリア

■活動地区紹介

《浅虫地区》

浅虫地区は青森市の北東部に位置します。地区にある「浅虫温泉」は古くからの温泉地として全国的にも有名です。海と山に囲まれ、海水浴やヨット、釣りなどのマリレジャーを楽しむことができるほか、磯料理や山海の珍味も味わうことができ、自然の中を散策するトレッキングや早朝ウォークも人気を集めています。

また、「青森の奥座敷」とも呼ばれる「浅虫温泉郷」は、「青森駅」から「浅虫温泉駅」まで、青い森鉄道で約20分というアクセスの良さも魅力で、開湯1200年という歴史ある温泉郷です。

青森出身の版画家「棟方志功」や文豪「太宰治」など多くの文化人に愛された温泉街で、青森を代表する祭り「ねぶた」発祥の地ともされています。

春には、陸奥湾に浮かぶ「湯の島」にカタクリの花が咲き、渡し舟で渡ると鑑賞することができ、夏には、「浅虫温泉花火大会」と、「浅虫温泉ねぶた祭り」が開催され、毎年多くの宿泊客や観光客で賑わいます。



■募集内容

1 募集人員 1名

2 活動内容

(1) 浅虫温泉や地域資源を活用した誘客に関する活動

- ・ 温泉を活用した新しい取組の活動
- ・ 地域資源を活用した観光誘客の支援 など

(2) 地域コミュニティに関する支援及び地域活性化に繋がる支援

- ・ 地域交流拠点づくりの支援
- ・ 地域住民と連携し、地域の行事やイベント等を企画・支援 など

(3) 情報発信活動

- ・ フェイスブックなどSNSを利用した情報発信 など

3 応募条件

- (1) 平成30年4月1日現在で年齢20歳以上40歳未満の方
- (2) 3大都市圏内の都市地域（※1）及び政令指定都市のうち条件不利地域（※2）以外の地域に現に住所を有し、協力隊員として委嘱後、青森市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方
- (5) 地域おこし活動に意欲と情熱があり積極的に活動でき、活動期間終了後に青森市で起業・就業し、定住する意欲のある方
- (6) 地方公務員法第16条（※3）に規定する欠格条項に該当しない方

※1：「3大都市圏内の都市地域」とは：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とする。

※2：次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域。

①過疎地域自立促進特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、
⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法
詳細な対象地域・指定地域については、お問い合わせください。

※3：地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務日数及び勤務時間

(1) 標準的勤務日：週5日勤務

(2) 標準的勤務時間：週35時間（7時間／日）

※ 業務の内容によって、勤務時間は変動します。

その場合には、週35時間内で調整します。

5 雇用形態及び期間

(1) 青森市の非常勤の特別職として市長が委嘱します。

(2) 期間は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとします。なお、期間は年度毎に2回を限度として更新することができます。

(3) 翌年度以降の委嘱については、勤務実績を考慮し、双方協議の上、決定いたします。

6 報酬

月額166,000円

（賞与・手当はありません。この月額から社会保険料等の本人負担分が控除されます。）

7 待遇及び福利厚生

(1) 社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

(2) 隊員には、原則として市が借り上げる住宅に居住していただきます。

（転居に係る費用、生活用備品及び光熱水費等生活に必要な費用は本人負担となります）

(3) 活動に使用する自動車やパソコンは、必要に応じ市が用意します。

(4) その他活動に要する経費（消耗品費、研修参加費等）については、予算の範囲内で市が負担します。

8 応募方法

(1) 提出用紙

応募用紙（別記様式第1号及び様式第2号）に必要事項を記入の上、住民票、普通自動車運転免許の写し（表面と裏面）を同封し、郵送で提出願います。

※ 郵送用封筒の表に「地域おこし協力隊申込」と記入願います。

※ 提出された書類は返却いたしません。

(2) 応募受付期間

随時受け付けします。

※ 応募条件を満たした最初の応募者の書類受理日から、7日間（土・日曜、祝日を含む）受付期間を設け、その受付期間内に応募条件を満たした他の応募がある場合、最初の応募者と同時に選考を実施します。

また、その受付期間後で、かつ、当該受付期間に係る応募者の選考が終了していない場合の応募については、当該受付期間に係る応募者の選考が終了するまでの間は保留となりますので、応募の際には応募又は選考状況を確認していただくため、御連絡くださるようお願いいたします。

※ 採用者が決定し次第締め切ります。

9 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者に文書で通知します。

(2) 第2次選考（個人面接）

第1次選考合格者を対象に、青森市役所本庁舎（青森市中央一丁目22番5号）にて第2次選考を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、第2次選考を行った応募者に文書で通知します。

※ 応募に係る経費（書類申請・面接に要する交通費等）はすべて応募者の負担となります。

※ 選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

10 申し込み先・問合せ先

〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号

青森市 企画部 企画調整課

電話017-734-5168

電話でのお問い合わせ

受付時間：午前8時30分～午後5時（土曜・日曜・祝日を除きます。）

E-mail kikakuchousei@city.aomori.aomori.jp